

横浜市庁舎駐車場条例施行規則新旧対照表

現 行	改正案
<p>(供用時間等)</p> <p>第2条 (1及び2省略)</p> <p>3 区総合庁舎駐車場又は区庁舎駐車場(以下「区総合庁舎駐車場等」という。)に入出場することができる時間は、区役所の開庁時間又は公会堂(横浜市公会堂条例(昭和28年3月横浜市条例第1号)第1条に規定する公会堂のうち区総合庁舎内に設置されているもの及び横浜市栄公会堂をいう。以下同じ。)、スポーツ施設(横浜市スポーツ施設条例(平成10年3月横浜市条例第18号)第1条に規定するスポーツ施設のうち区総合庁舎内に設置されているもの及び横浜市栄スポーツセンターをいう。以下同じ。)、区民文化センター(横浜市区民文化センター条例(平成5年3月横浜市条例第13号)第2条に規定する区民文化センターのうち区総合庁舎内に設置されているものをいう。以下同じ。)若しくは横浜市立図書館(横浜市立図書館条例(昭和39年3月横浜市条例第49号)第1条に規定する横浜市立図書館のうち区総合庁舎内に設置されているものをいう。以下「図書館」という。)(以下「公会堂等」という。)の開館時間及び区総合庁舎駐車場等の利用状況等を考慮して、市長が定める。</p>	<p>(供用時間等)</p> <p>第2条 (1及び2省略)</p> <p>3 区総合庁舎駐車場又は区庁舎駐車場(以下「区総合庁舎駐車場等」という。)に入出場することができる時間は、区役所の開庁時間又は公会堂(横浜市公会堂条例(昭和28年3月横浜市条例第1号)第1条に規定する公会堂のうち区総合庁舎内に設置されているもの<u>並びに横浜市港南公会堂</u>及び横浜市栄公会堂をいう。以下同じ。)、スポーツ施設(横浜市スポーツ施設条例(平成10年3月横浜市条例第18号)第1条に規定するスポーツ施設のうち区総合庁舎内に設置されているもの及び横浜市栄スポーツセンターをいう。以下同じ。)、区民文化センター(横浜市区民文化センター条例(平成5年3月横浜市条例第13号)第2条に規定する区民文化センターのうち区総合庁舎内に設置されているものをいう。以下同じ。)若しくは横浜市立図書館(横浜市立図書館条例(昭和39年3月横浜市条例第49号)第1条に規定する横浜市立図書館のうち区総合庁舎内に設置されているものをいう。以下「図書館」という。)(以下「公会堂等」という。)の開館時間及び区総合庁舎駐車場等の利用状況等を考慮して、市長が定める。</p>